

返戻金制度

当社の紹介により雇用契約を締結した当該求職者が、入社日（試用期間が存する場合にはその期間開始日）から3ヶ月以内に、自己都合により退職した場合または懲戒解雇された場合（懲戒解雇事由について行政官庁の認定がされた場合を指す。）には、受領した職業紹介料金を雇用期間に応じて以下のとおり返戻するものとします。但し、自己都合退職が求人者による退職勧奨等に基づく場合はこの限りではありません。

(1) 入社日から1ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の80%

(2) 入社日から2ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の50%

(3) 入社日から3ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の30%

※返戻金制度は職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号

27-ユ-302333

大阪府大阪市福島区福島1丁目4番40号 JBSL 梅田ビル4階
事業所の名称及び所在地 株式会社サムシングファン大阪オフィス